

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年四月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―四〇―五四

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

第一条 人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第十三条 再任用職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第十三条 再任用職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に</p>

定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員

当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体

定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員

当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体

評語（人事評価政令第十四条において準用する人事評価政令第九条第三項に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語をいう。以下同じ。）

が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 百分の百十五以上百分の百九十以下（給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百三十九以上百分の二百三十以下）

ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員

評語（人事評価政令第十四条において準用する人事評価政令第九条第三項に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語をいう。以下同じ。）

が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 百分の百十七・五以上百分の百九十五以下（給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百四十一・五以上百分の二百三十五以下）

ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員

百分の百三・五以上百分の百十五未満（

特定管理職員にあつては、百分の百二十四

・五以上百分の百三十九未満）

ハ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階

である職員のうち勤務成績が良好な職員並

びに直近の業績評価の全体評語が中位の段

階である職員及び基準日以前における直近

の人事評価の結果がない職員（ニの人事院

の定める職員を除く。） 百分の九十二（

特定管理職員にあつては、百分の百十二）

ニ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階

である職員及び基準日以前六箇月以内の期

百分の百六以上百分の百十七・五未満（

特定管理職員にあつては、百分の百二十七

以上百分の百四十一・五未満）

ハ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階

である職員のうち勤務成績が良好な職員並

びに直近の業績評価の全体評語が中位の段

階である職員及び基準日以前における直近

の人事評価の結果がない職員（ニの人事院

の定める職員を除く。） 百分の九十四・

五（特定管理職員にあつては、百分の百十

四・五）

ニ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階

である職員及び基準日以前六箇月以内の期

間において懲戒処分を受けた職員その他の
人事院の定める職員 百分の九十二未満（
特定管理職員にあつては、百分の百十二未
満）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員
当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれ
に該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 百分の百二十九以
上百分の二百四以下（特定管理職員にあつ
ては、百分の百七十六以上百分の二百六十
七以下）

ロ 前号ロに掲げる職員 百分の百八以上百
分の百二十九未満（特定管理職員にあつて

間において懲戒処分を受けた職員その他の
人事院の定める職員 百分の九十四・五未
満（特定管理職員にあつては、百分の百十
四・五未満）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員
当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれ
に該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 百分の百三十一・
五以上百分の二百九以下（特定管理職員に
あつては、百分の百七十八・五以上百分の
二百七十二以下）

ロ 前号ロに掲げる職員 百分の百十・五以
上百分の百三十一・五未満（特定管理職員

は、百分の百三十八以上百分の百七十六未
満)

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の八十七(特
定管理職員にあつては、百分の百二)

ニ 前号ニに掲げる職員 百分の八十七未満
(特定管理職員にあつては、百分の百二未
満)

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職
員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当す
るかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階
である職員のうち、勤務成績が優秀な職員

にあつては、百分の百四十・五以上百分の
百七十八・五未満)

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の八十九・五
(特定管理職員にあつては、百分の百四・
五)

ニ 前号ニに掲げる職員 百分の八十九・五
未満(特定管理職員にあつては、百分の百
四・五未満)

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職
員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当す
るかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階
である職員のうち、勤務成績が優秀な職員

百分の百八・五以上百分の二百以下（事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官及び消費者庁長官（次条第一項第三号において「事務次官等」という。）にあつては、百分の百）

ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。） 百分の九十五

百分の百十一以上百分の二百五以下（事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官及び消費者庁長官（次条第一項第三号において「事務次官等」という。）にあつては、百分の百二・五）

ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。） 百分の九十七・

五]

ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の九十五未満

254 (略)

第十三条の二 再任用職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ、第二号イ又は第三号イに定める成績率によることが著しく

ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の九十七・五未満

254 (略)

第十三条の二 再任用職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ、第二号イ又は第三号イに定める成績率によることが著しく

困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができ
る。

一・二 (略)

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 第一号イに掲げる職員 百分の五十四・

五以上（事務次官等にあつては、百分の五十二・五）

ロ 第一号ロに掲げる職員 百分の五十一

ハ 第一号ハに掲げる職員 百分の五十一未

困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができ
る。

一・二 (略)

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 第一号イに掲げる職員 百分の五十七以

上（事務次官等にあつては、百分の五十五）

ロ 第一号ロに掲げる職員 百分の五十三・

五

ハ 第一号ハに掲げる職員 百分の五十三・

満	2 (略)
五 未満	2 (略)

第二条 人事院規則九―四〇の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 休職にされていた期間 (次に掲げる期間を</p>	<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 休職にされていた期間 (次に掲げる期間を</p>

除く。)については、その二分の一の期間

イゝハ (略)

ニ 国立大学法人(国立大学法人法(平成十

五年法律第百十二号)第二条第一項に規定

する国立大学法人をいう。)その他の人事

院の定める法人において、その職員の職務

に密接な関連があると認められる学術研究

その他の業務に従事することによる休職の

期間のうち人事院の定める期間

六 (略)

(勤勉手当に係る勤務期間)

第十一条 (略)

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期

除く。)については、その二分の一の期間

イゝハ (略)

(新設)

六 (略)

(勤勉手当に係る勤務期間)

第十一条 (略)

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期

間を除算する。

一〇四 (略)

五 休職にされていた期間（第五条第二項第五号イに掲げる期間及び同号ロからニまでの休職の期間のうち人事院の定める期間を除く。）

）

六〇十三 (略)

(勤勉手当の成績率)

第十三条 再任用職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少

間を除算する。

一〇四 (略)

五 休職にされていた期間（第五条第二項第五号イに掲げる期間並びに同号ロ及びハの休職の期間のうち人事院の定める期間を除く。）

六〇十三 (略)

(勤勉手当の成績率)

第十三条 再任用職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少

数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員

当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ〜ハ (略)

二 直近の業績評価の全体評語が下位の段階

である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の

人事院の定める職員 百分の八十三・五以

数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員

当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ〜ハ (略)

二 直近の業績評価の全体評語が下位の段階

である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の

人事院の定める職員 百分の九十二未満 (

下（特定管理職員にあつては、百分の百二
・五以下）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員
当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれ
に該当するかに応じ、次に定める割合

イゝハ （略）

二 前号二に掲げる職員 百分の七十八・五
以下（特定管理職員にあつては、百分の九
十二・五以下）

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職
員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当す
るかに応じ、次に定める割合

イ・ロ （略）

特定管理職員にあつては、百分の百十二未
満）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員
当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれ
に該当するかに応じ、次に定める割合

イゝハ （略）

二 前号二に掲げる職員 百分の八十七未満
（特定管理職員にあつては、百分の百二未
満）

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職
員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当す
るかに応じ、次に定める割合

イ・ロ （略）

ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の八十六・五以下

254 (略)

第十三条の二 再任用職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ、第二号イ又は第三号イに定める成績率によることが著しく

ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の九十五未満

254 (略)

第十三条の二 再任用職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ、第二号イ又は第三号イに定める成績率によることが著しく

困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができ
る。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員

当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに
該当するかに応じ、次に定める割合

イ・ロ (略)

ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階
である職員及び基準日以前六箇月以内の期
間において懲戒処分を受けた職員その他の
人事院の定める職員 百分の四十一・五以
下 (特定管理職員にあつては、百分の五十

一・五以下)

困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができ
る。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員

当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに
該当するかに応じ、次に定める割合

イ・ロ (略)

ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階
である職員及び基準日以前六箇月以内の期
間において懲戒処分を受けた職員その他の
人事院の定める職員 百分の四十三・五未
満 (特定管理職員にあつては、百分の五十

三・五未満)

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員
当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれ
に該当するかに応じ、次に定める割合

イ・ロ (略)

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の三十九・五

以下(特定管理職員にあつては、百分の四
十六・五以下)

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職
員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当す
るかに応じ、次に定める割合

イ・ロ (略)

ハ 第一号ハに掲げる職員 百分の四十九以

下

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員
当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれ
に該当するかに応じ、次に定める割合

イ・ロ (略)

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の四十一・五

未満(特定管理職員にあつては、百分の四
十八・五未満)

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職
員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当す
るかに応じ、次に定める割合

イ・ロ (略)

ハ 第一号ハに掲げる職員 百分の五十一未

満

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、令和二年十一月三十日から施行する。

(人事院規則一九一〇の一部改正)

2 人事院規則一九一〇(職員の育児休業等)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間)</p> <p>第十五条 育児休業法第八条第一項の人事院規則</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間)</p> <p>第十五条 育児休業法第八条第一項の人事院規則</p>

で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

一・二 (略)

三 休職にされていた期間（規則九―四〇第五条第二項第五号イからニまでに掲げる期間を

除く。）

で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

一・二 (略)

三 休職にされていた期間（規則九―四〇第五条第二項第五号イからハまでに掲げる期間を

除く。）